

官庁営繕事業に係る積算関係基準類 (統一基準)の改定について

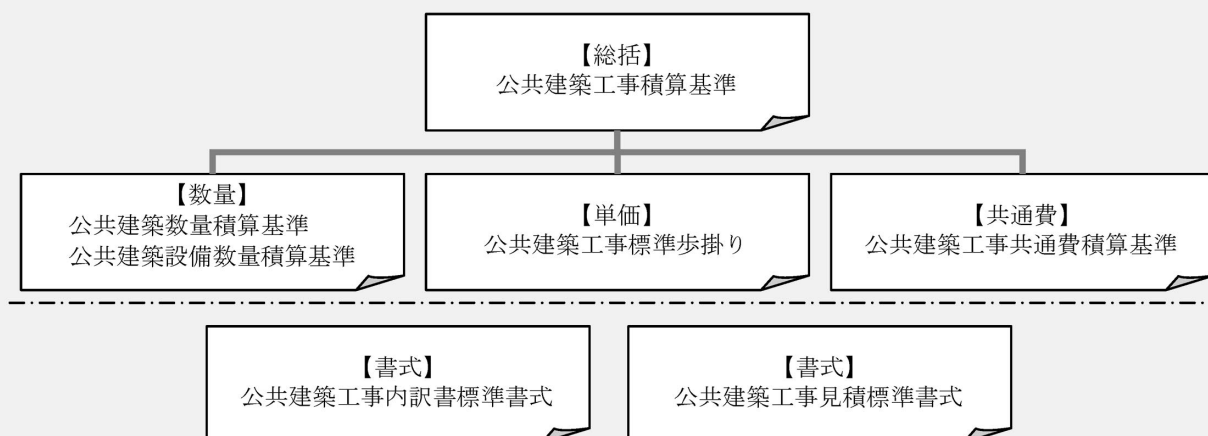
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

1. はじめに

官庁営繕事業に関する設計、積算および施工等に用いる技術基準類については、従来、官庁営繕事業の発注者である各府省庁が独自に作成していましたが、平成14年4月18日副大臣会議に「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」(以下「PT」という)が設置され、営繕事務の合理化、効率化等の検討が行われることとなり、技術基準類の統一化も主要な検討事項の一つとして挙げられました。その後PTにおいて、技術基準類を早期に統一化することが決定され、具体の統一基準原案の

作成やフォローアップ等に対応するため、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という)が設置され、技術基準類の統一化に向けた具体的検討に着手しました。その後、平成15年3月の連絡会議において、17の技術基準類および工事書式類が「統一基準」として決定され、同年4月より各府省庁において運用が開始されたところです。

積算関係の統一基準については、連絡会議において公共建築工事積算研究会(国土交通省を含め12の公的発注機関で構成。以下「積算研」という)が検討体制として位置づけられ、従来より積算研が策定等行っていた積算関係基準類をもとに統一基準の検討が行われ、「公共建築工事積算基



準」を含む7つの基準類（図—1参照）が統一基準として決定され、運用されてきたところです。

その後、積算関係統一基準においては、官庁営繕事業を取り巻く状況の変化などから、「公共建築工事標準歩掛り」については平成15年度以降毎年度、「公共建築数量積算基準」については平成17年度に、それぞれ改定を行ってきたところです。改定に際しては、統一基準の決定と同様に、積算研での検討後、連絡会議において統一基準の改定が決定されることになります。

2. 積算関係基準類（統一基準）の改定について

平成19年2月、積算関係統一基準である「公共建築工事積算基準」および「公共建築工事標準単価積算基準（旧公共建築工事標準歩掛り）」についての改定が、連絡会議において決定されました。

本稿においては、改定された両基準の改定概要について記させていただきます。なお、今回改定された両基準を含めた統一基準につきましては、国土交通省ホームページに全文を掲載していますので、併せてご覧いただければと思います。

【国土交通省 HP 掲載ページアドレス

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/toutukijyun/toutukijyun.htm>】

(1) 公共建築工事標準単価積算基準について

（旧：公共建築工事標準歩掛り）

1) 改定概要

従来の「公共建築工事標準歩掛り」について、主に以下の3点の内容について改定を行いました。

① 題名の変更について

予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき工事費の一部を構成する直接工事費は、数量×単価を基本として算定されますが、ここで採用される単価については資機材単価、複合単価、市場単価および専門工事業者等の見積価格を参考とし

た単価等に、概ね分類することができます。

改定前の「公共建築工事標準歩掛り」は、工事費積算に採用される単価である複合単価を算出するための標準歩掛りについて、歩掛り毎に材料、労務等の各要素とその所要量を定めている基準でした。

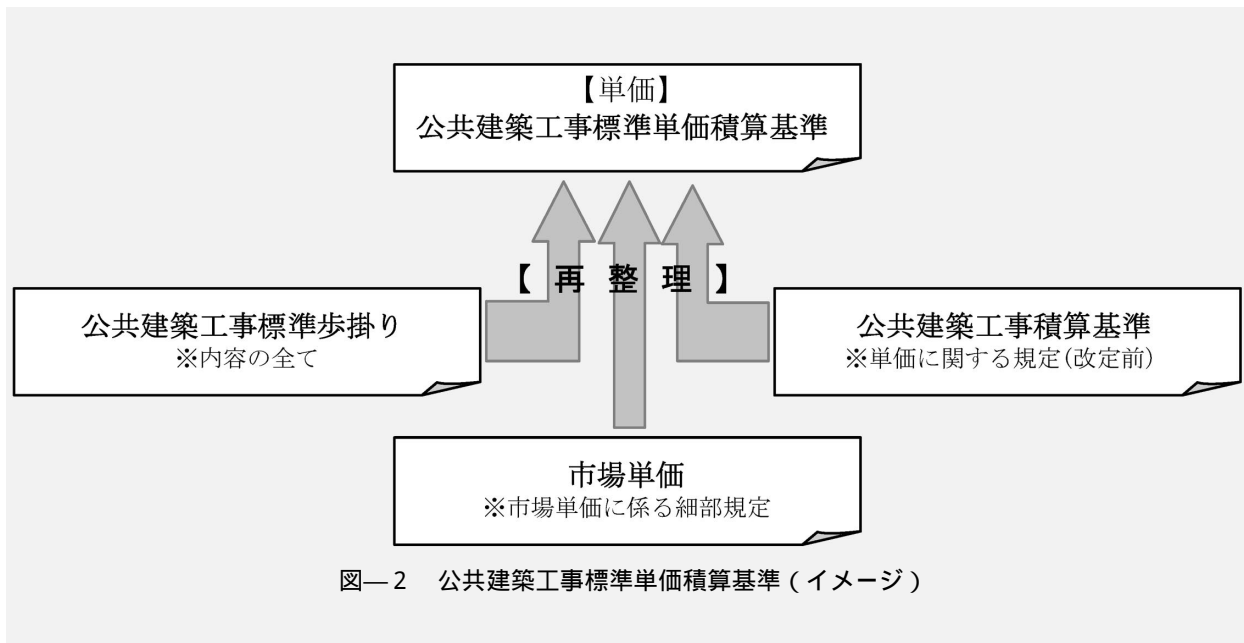
一方、工事費の積算に使用する単価に、市場単価があります。市場単価は、市場における取引価格を調査・把握し、工事費積算のための単価として直接採用する市場単価方式による単価で、積算の機動性や透明性の向上等を目的として、平成11年度から導入が始まりました。

歩掛り方式から市場単価方式へ移行する際には、該当工種の標準歩掛りを「公共建築工事標準歩掛り」から削除して、物価資料に掲載される市場単価を採用することになります。つまり、特定の単価を想定した場合、「公共建築工事標準歩掛り」に定められた標準歩掛りによる複合単価と市場単価が、並列して存在することはありません。

しかし、積算関係統一基準においては、複合単価の細目工種（単価毎の名称・種類）は「公共建築工事標準歩掛り」により明確に定められているのに対し、市場単価は「物価資料の「建築工事市場単価」により定める」とされ、細目工種の位置付けが不明確なままとなっていました。

また、市場単価方式は、平成11年度に建築工事（3工種3分類）、電気設備工事（1工種1分類）、機械設備工事（1工種3分類）で導入が始まり、平成18年度現在では、建築工事（10工種13分類）、電気設備工事5工種10分類）、機械設備工事（3工種11分類）にその適用範囲を拡大してきており、工事費の構成においても複合単価の比率が減少し、市場単価の比率が増加し大きな割合を占めるようになってきました。

以上の点を踏まえ、従来の「公共建築工事標準歩掛り」の内容に、市場単価に関する事項や「公共建築工事積算基準」に記述のあった単価に関する規定等を盛り込み、工事費積算における単価に関する総合的な基準として、積算関係統一基準の体系の再整理を行い、題名を「公共建築工事標準



図—2 公共建築工事標準単価積算基準（イメージ）

単価積算基準」に変更しました（図—2 参照）。

② 市場単価方式への移行に伴う改定について

平成19年度より、市場単価方式に移行する工種は、建築工事における「シーリング」および電気設備工事における「絶縁ケーブル（VVF、EM-EEF）」となります。今回の改定では、建築工事における「シーリング」および電気設備工事における「絶縁ケーブル」に関する標準歩掛りを削除しました。なお、今回の改定において、市場単価に関する規定等が新たに盛り込まれましたので、移行工種については、こちらに追加されることになります。

③ 他の基準等の改定に伴う改定について

「公共建築工事標準仕様書（平成19年版）」「建設仮設材損料算定基準」および「請負工事機械経費積算要領」の改定等に対応して、標準歩掛りの改定を行いました。主な内容については、次のとおりです。

イ 「公共建築工事標準仕様書（平成19年版）」に伴う改定

機械設備工事において新たに追加された仕様等である、配管工事における「耐火二層管（FDVD）（排水・通気）」や配管保温の外装材の「溶融アルミニウム—亜鉛鉄板」に対応する標準歩掛りを追加しました。

ロ 「建設仮設材損料算定基準」に伴う改定

従来、建築工事の仮設における足場等の標準歩掛りにおいては、仮設資材価格に供用1日当たりの損料（基礎価格×供用1日当たり損料率）によることを基本としており、「建設用仮設材損料算定基準」（昭和44年6月12日付け建設省機発第65号）に基づく損料や損耗率等を採用してきたところです。しかし、昨今の建設現場における仮設材等の調達状況が、自社（請負者）保有の仮設材を使用する状況から、リース等により外部調達し使用する状況に移行していることなどから、平成17年3月24日付けで「建設用仮設材損料算定基準」（国総施第139号）が改正され、仮設材に関する損料や損耗費等が削除され、「～中略～過去の実績又は推定により適正に定めるものとする」とされました。この損料から賃料への流れにおいて、従来の足場関連標準歩掛りへの対応が必要となったことなどから、積算研において平成17・18年度の2カ年で調査等を行い、改定のための検討を行いました。また、仮設枠組足場に関しては、近年「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省、平成15年4月）に基づく「働きやすい安心感のある足場」（二段手すりと幅木の機能を有する部材を設置した足場。以下「手すり先行足場」という）への対応が設計図書において指定されるケースが多くなってきていることから、併せて調査検討を行うこととしました。

以上の仮設足場等に係る調査・検討を踏まえ、今回の改定では、刊行物に掲載される賃貸料金を採用できるよう標準歩掛りを見直し、併せて手すり先行足場に関する歩掛りを標準としました。

ハ 「請負工事機械経費積算要領」に伴う改定

「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付け建設省機発第44号)が、平成18年3月27日付けで改正(国総施第177号)されたことを受け、機械器具運転(トラック、舗装機械等)における標準歩掛りの燃料や機械器具損料の所要量を改定しました。

2) 構成内容

「公共建築工事標準単価積算基準」(以下「標準単価基準」という)の改定に伴いその構成内容等について見直し等を行っていますので、以下にその構成内容について概略を記させていただきます。

「公共建築工事標準単価積算基準」は、「第1編 総則」「第2編 建築工事」「第3編 電気設備工事」「第4編 機械設備工事」および「第5編 昇降機設備工事」からなり、第2編から第5編の工事種別ごとの内容と、各編に共通する内容を集約し「第1編 総則」として構成しています。

① 第1編 総則

イ 単価及び価格の算定

本項は、従来は「公共建築工事積算基準」に規定されていた事項ですが、標準単価基準へ新たに盛り込むのに際し、工事費内訳書の細目別内訳レベルにおける、単価および価格に対応した項目立てとしました。「(2) 複合単価」においては、「複合単価」の定義を「材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量(以下「所要量」という)から構成される歩掛りに、次の単価(材料単価、労務単価、機械器具費および仮設材費等)を乗じて算定する」とし、「歩掛り」についても併せて明確にすることとしました。また、「(3) 市場単価」についても、「材料費、労務費、機械経費等によって構成される、単位施工当たりの取引価格である」との考え方から、両者が

同一レベルの単価であることを明確にしました。

なお、本項記載の「(1) 材料価格等」「(2) 複合単価」「(3) 市場単価」「(4) 上記以外の単価及び価格」の単価及び価格が、「公共建築工事積算基準」の第5「(1)算定の方法」に規定される、単価及び価格に対応することになります。

ロ 歩掛り

本項は、歩掛りに関する事項を取りまとめたものですが、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする(以下「標準歩掛り」という)ことを規定しました。「2 単価及び価格の算定」における複合単価を算定する際に利用する歩掛りについては、標準歩掛りを優先することを明確にしたものです。

ハ 単価及び価格の適用

本項は、単価及び価格の適用について、第2編～第5編の記載による以外の共通的な事項を記載したものです。(2)については、製造業者または専門工事業者の見積価格を参考に価格を算定する際には、市中における取引状況を把握し、適切に補正して算定する規定ですが、従来行ってきた対応を明確にしたものです。また、(3)(4)(5)に関しては、第2編以降に規定する単位施工当たりが必要となる「標準歩掛り」および「市場単価」において、それぞれ含むもの、含まないものを明確にした記述です。

② 第2編 建築工事～第5編 昇降機設備工事

第2編以降については、各編とも同様の構成で取りまとめているので、ここでは「第2編 建築工事」を例に取り説明等を行います。

「第2編 建築工事」は、「第1章 新営工事」と「第2章 改修工事」からなり、第1章は建築物等の新築及び増築等に適用し、第2章は建築物等の模様替えおよび修繕等の改修工事に適用するものです。

「第1章 新営工事」は、「第1節 仮設」～「第21節 植栽」の、ほぼ公共建築工事標準仕様書の工種分けに対応した節立て構成しています。

概ね各節は、一般事項、標準歩掛りおよび市場単価に関する項目により構成しています。

イ 一般事項

(1)および(2)で、標準歩掛りおよび市場単価を適用する細目工種を規定しています。また、各節において特記すべき事項等を記載しています。

ロ 標準歩掛り

改定前の「公共建築工事標準歩掛り」に記載されていた標準歩掛りを取りまとめたものです。

「(1) 適用条件及び留意事項」については、標準歩掛りを適用する際の条件や留意すべき事項等を取りまとめたものです。

ハ 市場単価

今回の改定により、新たに市場単価に関する項目を盛り込みました。従来、市場単価方式へ移行した際には、たんに標準歩掛りから移行工種の歩掛りが削除されたのみであり、市場単価方式に移行した工種が明確になっていませんでした。今回の改定により、市場単価方式に移行した工種については、標準歩掛りから歩掛りが削除され、改めて市場単価の項にその工種が追加されることになります。これまで、標準歩掛りに基づく複合単価と市場単価を適用する工種が重複することはありませんでしたが、より明確に基準上表現することとしました。

(2) 公共建築工事積算基準について

「公共建築工事積算基準」については、標準単価基準の改定に併せて、構成内容等の見直しを行いました。主な改定内容については、以下のとおりです。

1) 第2(工事費の種別及び区分)

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事および機械設備工事等ごとに分離発注されることが標準であることから、工事種別ごとに積算を行うことを最初に記載しました。

2) 第4(工事費内訳書)

これまで、統一基準として「公共建築工事内訳書標準書式」は存在していましたが、本基準においては特段規定する記述等はありませんでしたが、「公共建築数量積算基準」において、数量を求める対象として本基準に示す項目が規定されて

いることや、工事費を構成する直接工事費の構成(種目、科目、中科目および細目等)を規定する基準であることなどから、今回新たに追加をしました。

3) 第5(直接工事費)

「(1)算定の方法」における「ロ」および「ハ」の見直しを行いました。工事費内訳書の細目別内訳レベルにおける1行ごとのイメージを3項目に分類しています。また、本項記載の単価は、標準単価基準の総則記載の「(1) 材料価格等」「(2) 複合単価」「(3) 市場単価」「(4) 上記以外の単価及び価格」の単価及び価格が対応することになります。

「(2)単価及び価格」については、従来の記述が標準単価基準に移行したことにより、「算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による」との見直しを行いました。

3. おわりに

公共工事においては、過度の価格競争による低価格入札が多発し、それに伴う品質の低下、施工時の安全対策の低下および下請負者へのしわ寄せ等が懸念されています。このような懸念に対し、国土交通省においては、昨年12月に「緊急公共工事品質対策について」を各地方局へ通知し、「総合評価落札方式の拡充(施工体制の確認を行う方式の試行)」「低入札特別重点調査の試行」および「予定価格の的確な見直し」など必要な対策を行うこととしています。

これらの対策を的確に実施していくうえでも、発注者が設定する予定価格の適切さが大前提となります。積算業務については、これまで以上に透明性・説明性の向上が求められてきており、市場における価格の動向を迅速かつ適切に積算に反映する必要があります。同様に積算関係統一基準に関しても、このような動きを常に意識し、反映していくことが重要であると考えています。